平成２３年（フ）第５０５号
神戸市須磨区竜が台５丁目18番地　２号棟301号、従前の住所神戸市西区学園西町１丁目１番地の１
債務者　樫本　定益
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３１号
神戸市東灘区御影本町５丁目２番６号　西木ビル307号
債務者　廣田　信江
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４０号
兵庫県三田市学園３丁目１番地　Ｃ棟406号、従前の住所兵庫県三田市加茂1059番地32
債務者　森脇　美紀
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３５号
神戸市須磨区西落合４丁目１番240―202号
債務者　藤縄久仁子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７３号
神戸市長田区腕塚町５丁目５番１―1104号
債務者　毛利　一國
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２号
佐賀県唐津市菜畑3422番地１　グランドメゾン唐津503号、申立時の住所佐賀県唐津市神田3071番地23
債務者　田口　　洋
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第４１号
山口県下関市本町１丁目２番１号
債務者　角山　吉央
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
北九州市八幡西区春日台４丁目２番３号105
債務者　岩本　健資
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２６７号
北九州市小倉南区大字市丸457番地
債務者　実田　繁子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３７９号
北九州市門司区大久保１丁目13番15号
債務者　春木　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０９号
北九州市小倉北区下到津４丁目４番９―701号
債務者　山本　隆之
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６５号
鹿児島県曽於市末吉町深川2780番地１、住民票上の住所鹿児島県肝属郡東串良町池之原2637番地８
債務者　日髙　隆幸
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原2637番地８
債務者　日髙　良子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
鹿児島県鹿屋市古江町585番地８
債務者　中村　静男
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
神奈川県横須賀市野比３丁目13番26号
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第７８号
青森県弘前市大字松原東３丁目９番地12　森アパート３号
債務者　工藤　　浄（旧姓開坂）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１０６号
青森県黒石市西ケ丘67番地　ファミリーハイム西ケ丘Ａ棟Ｇ号室
債務者　櫻田　康男
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　青森地方裁判所弘前支部